

合同会社 あい 行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年10月1日～平成32年9月30日までの3年間

2. 内容

目標：平成32年3月までに、全従業員が年次有給休暇を年間付与日数の60%以上取得できるようにする。

<対策>

- 平成30年10月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成30年12月～ 社内会議での検討開始
- 平成31年2月～ 計画的な取得に向けた従業員研修の実施
- 平成31年5月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始